

移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準案について

平成18年8月29日
国土交通省道路局路政課

1. 背景・目的

第164回国会において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）が成立し、平成18年6月21日に公布されたところです。

この法においては、新設又は改築が行われた後の一定の要件を満たす道路（法第2条第9号。以下「特定道路」という。）における道路の占用について、国土交通省令において一定の基準を設けることとされています（法第10条第4項）。

これは、新設又は改築が行われた後の特定道路であっても、道路法（昭和27年法律第180号）第33条第1項の規定により、同項の占用許可基準に適合するときは占用許可を与えることができるなど、当該道路に占用物件が設置されることとなると、結果として当該道路について、別途定める予定の「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（以下「道路移動等円滑化基準」という。）に規定する有効幅員が確保できなくなることが想定されることから、新たに「移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準」を制定し、これに対応することとしたものです。

2. 移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準の概要

新設又は改築が行われた後の特定道路における歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）について、歩道等上に占用物件が設置されることによって、道路移動等円滑化基準に規定する歩道等の有効幅員の規定に適合しなくなる場合には、当該歩道等への占用物件の設置を認めないこととする道路の占用の場所の基準等を規定する予定です。

【参考】有効幅員は道路移動等円滑化基準において定める予定ですが、歩道については歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上（ネットワーク形成を図る上で不可欠な道路のうち、歩行者の交通量が多くない道路において、有効幅員を最低2メートル確保することが著しく困難な区間については、1.5メートル以上とすることも検討中）、自転車歩行者道については歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とすることを予定しています。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 平成18年12月20日（法の施行に併せて施行）